

Go To トラベル事業の取組から見える地域の観光関連事業者の動向

西野 孝徳¹

Trends of Tourism- Related Enterprises in the Regions on Efforts of “Go To Travel Governmental Support” Collaborated with the Private Sector in Japan

NISHINO Takanori

1. はじめに

「持続化給付金」をはじめ、日本で行われている各種予算事業の執行状況を伝える記事が掲載されていた（財源、執行額は国費ベース）。一人あたり 10 万円を支給する「定額給付金」は財源 12.8 兆円のうち 12.6 兆円を執行済みで、執行率は約 98%、「持続化給付金」は 5.6 兆円の財源に対し、5.5 兆円を執行済みで執行率は約 97%となっている。Go To 事業の中では、「Go To イート」事業は 0.2 兆円の財源に対して、その約 68%を執行しており、また、「Go To イベント」事業は 0.1 兆円の財源に対して約 2%の執行率で推移している。では、「Go To トラベル」事業はどうかというと、財源 2.3 兆円に対して 0.7 兆円を支出し、執行率は約 32%となっている（2021 年 6 月 24 日付、日本経済新聞 1 面）。2020 年 7 月 22 日より国内旅行を対象として宿泊・日帰り旅行代金の 35%を割引し、加えて宿泊・日帰り旅行代金の 15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを 10 月 1 日より付与されるというのが基本的な給付の枠組みとなっている。こうした給付を通じて、失われた旅行需要の回復と旅先での観光関連消費の喚起を図りつつ、ウィズコロナ時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させることを目指している（観光庁ウェブサイト参照）。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、大阪市や札幌市を皮切りに Go To トラベル事業による支援を一時的に停止する措置を行い、2020 年末にはその措置が全国的に拡大され、その措置が現在も継続されている。

上述したとおり、2020 年 7 月 22 日より Go To トラベル事業が開始され、2020 年末に一時的停止措置が採られるまで同事業は実施され、約 0.7 兆円が給付された事実がある。一定の限られた期間ではあるが、相当な給付金が全国に投じられた。マスコミ各社が 2020 年末までに実施した各種世論調査は、NHK 世論調査（2020 年 12 月実施）をはじめとして、停止すべきという声が強く、Go To トラベル事業は一旦停止措置がとられているものの、約 0.7 兆円が投じられた給付金の効果をこのタイミングで検討しておく一定の意義があると考え

¹ 昭和女子大学現代ビジネス研究所 研究員

ている。新型コロナウイルス感染症拡大により甚大な影響を受けている観光関連事業者は、2020 年春以降、どのような動きをしてきたのか、限られたデータとはなるが、跡付けてみたい。Go To トラベル事業に参画した事業者のうち、どのくらいの割合で同事業の参画を取りやめるのか、その理由とともに整理する。

2. Go To トラベル事業への参画事業者の動向

Go To トラベル事業が始まった 2020 年 6 月末時点で、宿泊事業者は 40,294 法人、旅行事業者は 7,143 法人が参画していた（2021 年 6 月末時点において Go To トラベル事業ウェブサイトよりデータを取得し、筆者が集計した）。その事業者群は事業停止期間を含む 1 年の間にどのような動きを見せたのか。データで跡付けてみたい。

(1) 宿泊事業者及び旅行事業者

①登録取消理由

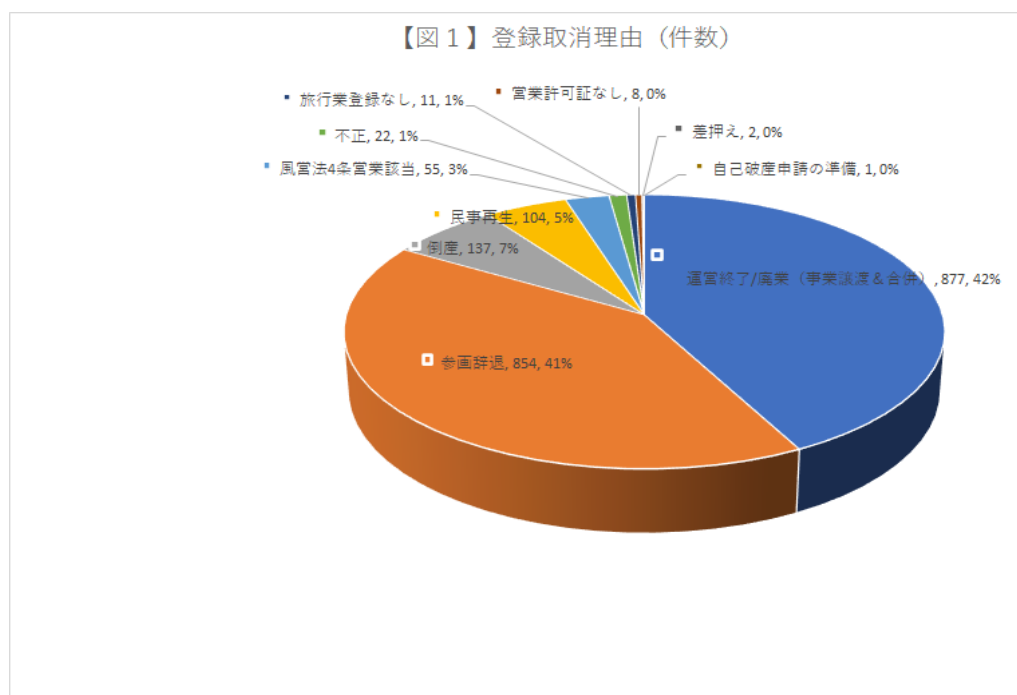


図 1 は、2020 年 7 月に開始された「Go To トラベル事業」の参画事業者（宿泊事業者及び旅行事業者）が、同事業への参画を取り止めた理由（登録取消理由）を件数で示したものである（2021 年 6 月末時点のデータを Go To トラベル事務局より 2021 年 7 月に筆者が聞き取りし、図を作成した。以下の図 2 から図 4 までも同様）。取り止める理由として最も多いのは、「運営終了／廃業（事業譲渡・合併を含む）」で 42%である。いずれにしても、もともと参画していた事業者が、何らかの事情により事業を継続できなくなったということである。

次いで 2 番目に多いのが、「参画辞退」である。事業としては継続するものの、Go To ト

ラベル事業への参画を取り止めるという判断がなされたものである。2020 年末より Go To トラベル事業が一時的に停止された状態が 2021 年 7 月現在まで継続されているということが大きく影響していると考えてよいであろう。

3 番目に多いのが「倒産」である。「倒産」は、法制度である「破産」や「民事再生」などを含む講学上の概念と言われる。場合によっては「廃業」をも包含し得る幅の広い概念である。「倒産」件数としては 137 件が登録されているが、大型倒産事案が含まれており、一つの事業者が複数の宿泊施設等を運営している場合があり、そうした事業者が複数存在する。事業者数ベースでは 30 事業者となる。

続いて 4 番目に多いのが「民事再生」である。対象件数は 104 件であるが、こちらも大型案件が含まれており、事業者数ベースでは 4 事業者となり、ほとんどが大型案件ということになる。再生に向けて再起を図る事業者グループである。

以下、風俗営業法関連事業者、不正、旅行業登録、旅館業法許可と参画事業者として適合していないとの理由が続き、さらには、差押え、自己破産が続いている。では次に、参画事業者が参画取り止めの連絡を Go To トラベル事務局へ行った時期について見ていこう。

②参画取り止めの連絡を参画事業者が Go To トラベル事務局へ行った時期

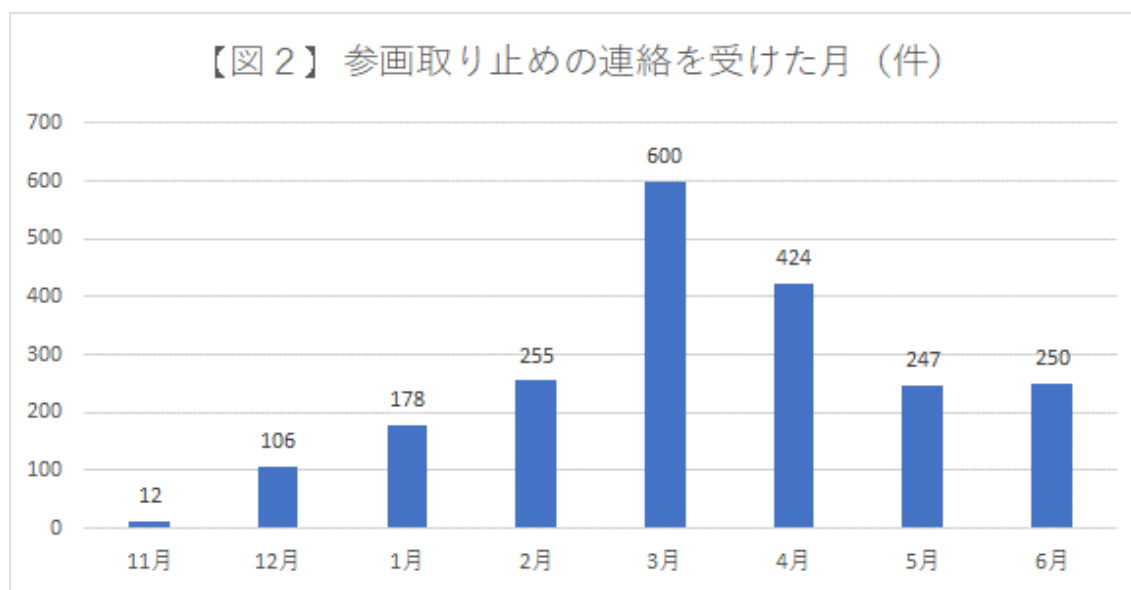


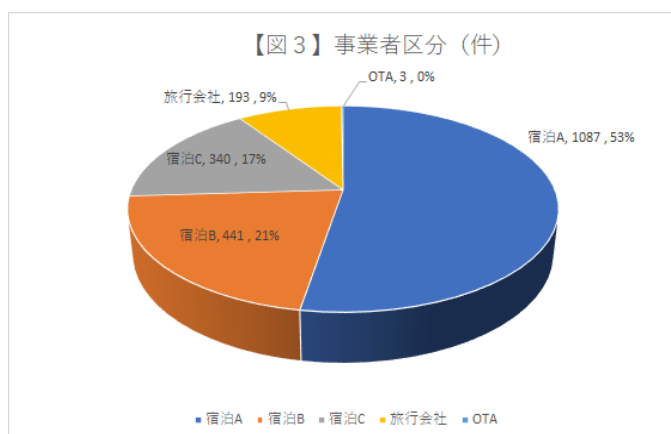
図 2 を見ると明らかなとおり、Go To トラベル事業を一時的に停止する措置が採られた 2020 年末以降、参画を取り止める事業者数が増加し、2020 年度末を迎える 3 月をピークに、現在も 2020 年末の水準を超える状況で推移している。参画取り止めの推移については、データ取得期間が短く、経年変化の推移を見ることも叶わないが、引き続き推移を見守っていくことが必要である。

さて、『2020 年度版中小企業白書』によれば、宿泊業・飲食サービス業の廃業率は 6.2%

(この数値は2019年度の数値であり、コロナ禍の影響を受けていない時期の数値である。)で推移している。廃業率は同白書に掲載されている業種の中で最も高く、開業率は廃業率よりさらに高く同時期の数値で見ると 8.6%となっている。業種別では、開業率、廃業率ともに相対的に高く、出入りの揺れ幅の最も大きな業種の一つとなっている。

図1で挙げた「参画を取り止めた理由」のうち、「廃業」に相当するような理由を選り出すとすれば、「運営終了/廃業(事業譲渡・合併を含む)」、「倒産」、「差押え」、「自己破産申請の準備」であるが、この件数を合計すると 1,017 件となる。この件数を、Go To トラベル事業に参画する宿泊事業者及び旅行事業者数の合計(約 34,980 事業者)で割ると、およそその廃業率を割り出すことができる。その廃業率は 2.9%となる。コロナ禍以前には、『中小企業白書』によれば、ここ 10 年に限ると 4%前後で廃業率が推移してきており、それと比較しても低い水準で廃業率が抑えられていると見る事が可能である。

帝国データバンクが発表している『特別企画：宿泊業者の倒産動向調査(2020年度版)』によれば、倒産件数は前年度比 66.7%増の 125 件となり、増加率 66.7%は過去最高を記録しており、Go To トラベル事業で需要回復するも新型コロナ関連倒産が増加したと分析している。倒産件数ではリーマン・ショックの影響を受けた 2008 年度(131 件)、東日本大震災後の 2011 年度(130 件)に次いで過去 3 番目に多かった。2020 年度を上半期と下半期に分けて倒産件数を見てみると、上半期が 73 件、下半期が 52 件に留まった。下半期の件数が抑えられた要因として、Go To トラベル事業や雇用調整助成金などの支援策が功を奏したとし、政府の各種支援策やコロナ緊急融資で延命していると分析している。表 2 にあるとおり、Go To トラベル事業への参画を取り止める事業者数は 2020 年度末をピークに相対的に高い水準で引き続き推移していることも、延命しているという指摘の証左となる。2021 年 7 月時点で、東京五輪開催を目前に控え、首都圏等において緊急事態宣言が発出されており、宿泊事業者や旅行事業者にとっては極めて厳しい経営環境が続いている。Go To トラベル事業の全国的な一時的停止措置が継続されているものの、雇用調整助成金等の支援策も期間延長が繰り返されている。各種支援金等の支払いが遅延しているとの指摘がマスコミ等でなされており(日本経済新聞記事、2021 年 4 月 23 日ほか)、一刻も早く支援策が必要な事業者等へ行き渡り、この苦難を乗り越えられるように引き続き支えていくことが強く求められている。



※OTA：Online Travel Agent（インターネットサイトを通じて旅行や宿泊販売を行う旅行会社等を指す。）

※事業者登録区分の変更等により、他の表のデータ数と差異が生じている場合がある。

図3を見ていただきたい。この事業者区分はGo To トラベル事業独自の区分である。Go To トラベル事業に参画するに際して、旅行や宿泊の販売方法等により登録の区分が分けられている。なお、参画に際して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置を講じることをすべての参画事業者が遵守することとされている。それでは、以下において具体的に見ていく。

まず「宿泊A」である。この区分は、旅行事業者（OTAを含む）からの予約のみをGo To トラベル事業による給付対象とする区分けである。次に「宿泊B」である。この区分は、宿泊事業者自らが直接販売を行い、Go To トラベル事業の給付金について自ら給付申請を行う区分けとされている。続いて「宿泊C」である。この区分は、宿泊事業者が、Go To トラベル事務局が承認したリストに掲載された第三者機関（各地域に活動する観光協会や地域協議会等）を経由し、給付金の給付申請を行う区分けである。これらに加えて、旅行業登録を行っている全国の旅行事業者がGo To トラベル事業に参画している。さらに、「1. はじめに」の冒頭で触れた地域共通クーポン取扱店（地域共通クーポンを受け取った旅行者が取扱店で商品やサービスを購入し、その支払いに同クーポンを使用することができる店舗）が約40万店参画しており、観光地域を中心として日本全国に幅広くGo To トラベル事業の支援が行き渡るような制度設計が試みられている。

（2）地域共通クーポン取扱店

（1）の宿泊事業者及び旅行事業者は、Go To トラベル事業推進の一翼を担い、宿泊や旅行をGo To トラベル事業による給付金により割引販売を行い、加えて地域共通クーポンを旅行者へ配布する役割を担っている。これに対して、地域共通クーポン取扱店も、Go To トラベル事業を推進する一翼を担い、旅行者が取扱店において商品やサービスを購入する際に、地域共通クーポンでの支払いを受け入れている。地域共通クーポン取扱店も宿泊事業者や旅行事業者同様に、日本全国に遍く展開されており、Go To トラベル事業で発行される地域共通クーポンを通じて支援の輪が地域に行き渡ることを企図されている。

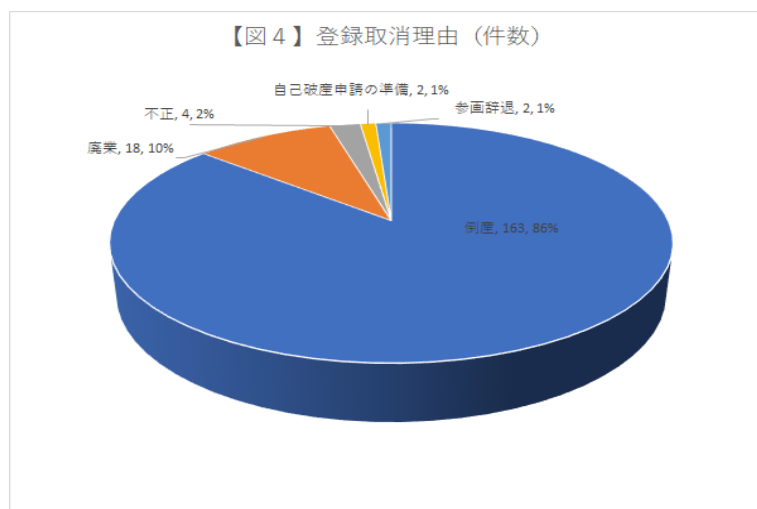


図4をご覧いただきたい。Go To トラベル事業に参画した地域共通クーポン取扱店は日本全国に約40万店舗存在している。そのうちの189事業者（その多くは1事業者1店舗となっており、1事業者が1店舗を経営していると見て計算上は差し支えないものとする。）の約86%が「倒産」を理由としてGo To トラベル事業の参画を取り止めている。約40万店舗を分母として考えると、件数ベースで0.047%となり、先に見た平年の廃業率（4%程度）と比較すると極めて低い水準に留まっている。中小企業の参画が多く、小規模でしなやかな経営と、持続化給付金や家賃支援給付金等の支援とが相俟って、この苦難の時期を凌いでいる様子を想起することができよう。

3. まとめ

（1）全体総括

Go To トラベル事業は2020年7月に開始されたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、2020年12月までの限られた期間しか実施できていない。しかしながら、他の公的支援策と相俟って、同事業に参画していた事業者の全参画事業者に占める倒産事業者の比率は、同時期の我が国における中小企業の倒産率と比較して相対的に低い水準で推移していることを確認することができ、同事業に一定の波及効果を認めることができる。そもそも筆者は、大きな国家予算が投じられた一大事業について、このタイミングで、一定の成果を得ていることを確認することに最も大きな研究関心を有していたが、その目的の一部は達成することができたと考えている。さらなる波及効果の詳細な分析は今後の研究を俟ちたい。

（2）今後に向けて

2020年末にGo To トラベル事業の一時停止措置が採られ、その一時的な措置が2023年1月現在でも継続されており、感染状況はもちろんのこと、ワクチン接種状況や政治的な日程等も絡み、Go To トラベル事業再開の道筋は着いていない状況にある。その代わりに、都

道府県が事業実施主体となった「全国旅行支援事業」が実施されている。

海外に目を移すと、欧米を中心に活発な人の動きを観察することができる。UNWTO（世界観光機関）の統計によれば、コロナ禍前の 2019 年データとの比較を行うと、地域によって回復のテンポや程度に大きな開きが見られる。欧州は、2022 年 1 月～9 月期で 2019 年比マイナス 19%まで回復を見せている一方で、アジア・太平洋地域は同時期でマイナス 83%という水準となっており、依然コロナ禍との格闘が続いている状況にある。

予断は許されないが、個人個人が採り得る感染対策をとりながら、ワクチン接種をはじめとした社会的な感染対策を着実に進めていくほかないであろう。そうした感染対策と移動の自由の確保との両立を図る方向性や国、地域ごとに異なる両立のあり方について今後探っていききたい。

以上

<参考文献>

観光庁ウェブサイト Go To トラベル事業関連情報

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html

中小企業庁編『2020 年度版中小企業白書 小規模企業白書』、2020 年
帝国データバンク、『特別企画：宿泊業者の倒産動向調査（2020 年度版）』、2021 年
日本経済新聞 1 面、日本経済新聞社、2021 年 6 月 24 日、2023 年 1 月 12 日閲覧

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODL23BII0T20C21A6000000/>

日本経済新聞記事、日本経済新聞社、2021 年 4 月 23 日、2023 年 1 月 12 日閲覧

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOHC1634W0W1A410C2000000/>

Go To トラベル事業ウェブサイト、2023 年 1 月 12 日閲覧

（旅行者向け公式サイト）<https://Go.To.jata-net.or.jp/>

（事業者向け公式サイト）<https://biz.Go.To.jata-net.or.jp/>

UNWTO（世界観光機関）、2023 年 1 月 12 日閲覧

<https://www.unwto.org/tourism-data/unwto-tourism-recovery-tracker>